

耐震診断・補強判定委員会の設置等に関する規程

2013年10月31日制定

(設置)

第1条

一般社団法人日本建築構造技術者協会(以下「協会」という)は、協会が行う耐震診断の結果又は耐震改修計画に関する評価・判定等を行う事業(以下、本規程において「判定等事業」という)の審査を行うため、耐震診断・補強判定委員会を設ける。

(委員会)

第2条

耐震診断・補強判定委員会(以下「委員会」という)は、一般社団法人日本建築構造技術者協会運営細則第11条から第13条までに定めるもののほか、次の各号による。

- (1) 委員(委員長及び副委員長を含む。以下、本規程において同じ)は、建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の妥当性についての判定に関する経験または建築物の耐震診断、耐震改修計画に係る専門の知識を有しており、かつ、公正に判定の判断がなされると認められる者であること。
- (2) 委員会の委員の数は60名以内とし、学識経験者及び実務経験者等とする。
- (3) 委員のうち、外部の委員の構成比率は過半とする。なお、ここでいう外部の委員とは協会職員又は業務執行理事のいずれでもない者をいう。
- (4) 委員会には、関西部会を設ける。
- (5) 委員会は、判定等事業の審査の実施状況を、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告するものとする。

(審査)

第3条

委員会には、評価・判定等を求める案件に係る調査を行うため、ワーキング委員会を設ける。

2. 委員会による審査の結果は、委員の合議により決定する。
3. 委員が自ら若しくは委員が所属する法人等がかかわった案件については当該案件の審査には関わってはならない。

(解任)

第4条

会長は、委員が次のいずれかに該当する場合、その委員を解任する。

- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(秘密保持・個人情報保護義務)

第5条

協会の役員及びその職員並びにこれらの者であった者(委嘱に基づく委員を含む。)は、判定等事業に関して知り得た申込者及び評価・判定の対象となった案件に係る秘密・個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(図書の保存)

第6条 協会は、判定等事業を行った案件に関する、申込書及び判定書等（写し）をその終了後15年間保存し、適切に管理するものとする。

2 前項の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等への記録により行うことができる。

（情報の公開）

第7条

協会は、判定等事業に関する次の各号に掲げる情報をそのホームページに掲載する。

- (1) 判定等事業の概要
- (2) 耐震診断・補強判定委員会の設置等に関する規程並びに判定等事業の実施の細目となる要領細則等
- (3) 平成25年7月9日改訂の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱（以下「登録要綱」という）第4条に定める委員名簿
- (4) 同第4条に定める、委員会の実績
- (5) 同第6条に定める、委員会の登録シート
- (6) 同第10条に定める、診断判定（評価）実施状況

（事務局）

第8条

協会に、判定等事業に伴う事務を処理するため、委員会事務局を置く。

（細則）

第9条

この規程に定めるもののほか、判定等事業の実施に関して必要な細目は、委員会が制定し、または改廃することができる。

（規程の改廃）

第10条

この規程の改廃は、運営会議の議を経て、会長が決定し、理事会に報告する。

附則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。